

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名		神奈川県種畜検査条例	
条 例 番 号	昭和 27 年神奈川県条例第 6 号	法 規 集	第 9 編第 4 章第 4 節
所 管 部 局 室 課		環境農政部畜産課	
条 例 の 概 要		家畜の改良を図るため、県が行う種畜の検査に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	<p>家畜改良増殖法（以下「法」という。）が施行された当時、県内に法が対象としていない家畜であるやぎや直接交配を行う豚が多く飼育されており、それらの種畜検査を行うため本条例が制定された。</p> <p>現在は、県内において飼育されるやぎのほとんどは、動物園、学校等における展示又は教材用となっている。また、豚の交配も、法の対象となる人工授精が一般的となり、条例の対象となる種畜が見られなくなり、本条例の必要性は低くなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種畜検査件数 H11 豚 4 頭 H12 豚 3 頭 H13 豚 1 頭 H14 豚 1 頭 H15 豚 1 頭 H16 以降実績なし やぎについては、H7 の 1 頭以降実績なし
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	<p>法の対象ではないやぎや直接交配を行う豚に対して種畜検査を行うことは、やぎや豚の優良な血統、能力及び体型の保持や改良に有効である。</p>	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	<p>種畜検査の実施と種畜証明書の発行は、各地域県政総合センター等で実施しており、効率的に運用されている。</p>	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	<p>種畜検査を行い、優良な家畜の血統や能力の保持や改良を図ることは、県の総合計画である「神奈川力構想」及び神奈川県都市農業推進条例における新鮮で安全・安心な食料等の安定供給を図るといふ基本方針に適合するものである。</p>	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	<p>本条例は、憲法、法令の趣旨に反しない内容である。</p>	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	<p>法が対象としていないやぎや直接交配を行う豚の種畜検査を行うための条例であり有効性等に問題はないが、条例の対象となる家畜がいなくなったことから、廃止を検討する。</p>	
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	(有) 無